

広報 あじす

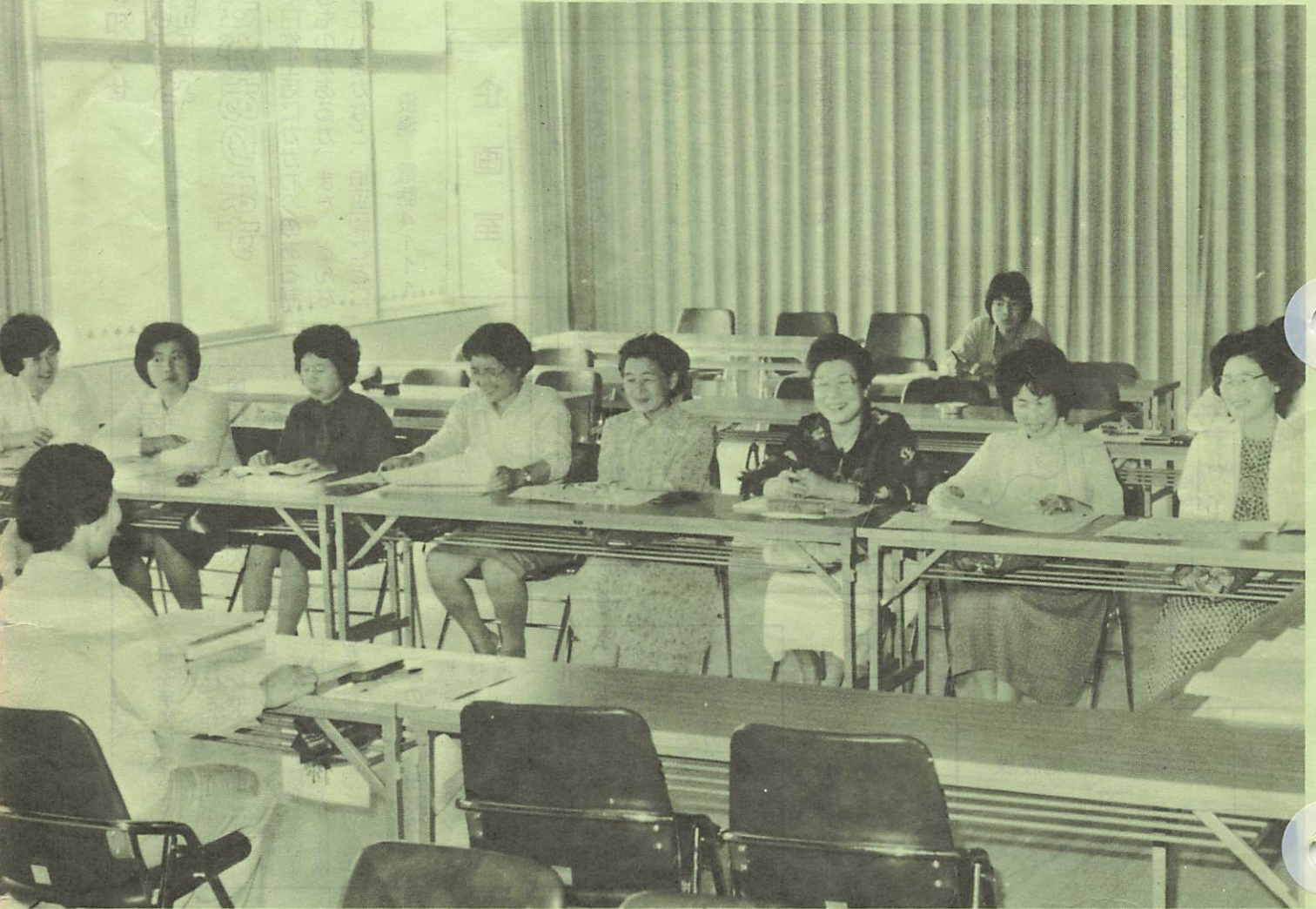
AJISU

お知らせ版

昭和58年 5/20
№137

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番代 ☎754-12

印刷 よしの印刷株式会社



賢い消費者になるために

買い物や訪問販売などお勉強

5月30日の「消費者の日」を前に

『消費生活の身近な問題を話し合う会』が五月十三日町公民館で開かれました。

これは、「買い物や訪問販売、通信販売で困ったことなどを持ちよって話し合います」と町が呼びかけたもので、阿知須消費生活研究会（山根博美子代表世話人）の会員ら十余人と県消費生活センターの係員らが出席しました。

この会では、豆腐の製造年月日の表示の問題や「パックに詰めてある肉は表面と中身の色が違う」とか、「訳のわからないような寄付を頼まれることがあるが、どうすればよいのか」といったことなど日頃感じている問題について意見が出されました。これに対して助言者から県下の現状や法的な説明がありました。

こうした会は今後とも続けていく予定です。

五月三十日は「消費者の日」です。この機会に、みなさんも賢い消費者になるために消費問題について、家庭で地域で話し合ってみてはいかがでしょう。もし、わからないことがありましたら、くらしの相談員か、県消費生活センター（〒七五三山口市葵町二丁目六一、電話山口☎九九九）まで連絡を。

写真は、「賢い消費者になろう」と活発な意見が出た「消費生活の身近な問題を話し合う会」

◆ ◆
今年度はくらしの相談員として砂郷二区の西村久美子さん（電話三二六六）が県から委嘱されました。くらしについての疑問、相談ごとがありましたらおたずねください。

各課からのお知らせ

こんな制度や

手続きがおります

役場の業務の中で日常生活にかかわりのある制度や手続きはどんなものがあるか、また、どんな仕事をどこが担当しているかなど、担当課にご紹介しましょう。

役場 電話 41111

都市水道課

有線 2141

引越すときは届出を

次のときは早急に届け出てください。

- ▽引越しなどで水道の使用を中止、開始するとき
- ▽家の売買で水道の持ち主が変わるとき
- ▽留守などで長い間水道を使わないとき
- ▽その他変更があるとき

水道工事は町の指定業者に限ります

- 給水工事(家庭内の配管等)はすべて町の指定を受けた次の業者でなければ行うことができません。()内は電話番号。アイウエオ順
- ・大沢商店(二〇一九)
 - ・辻岡工作所(二二五六)
 - ・中村昭三商店(二二三九)
 - ・宮重ポンプ店(四三三三)
 - ・村藤ポンプ店(二二四九)

企画室

有線 2144

写真はありませんか

今秋、町勢要覧を発行することにしています。町内の行事、施設、風景、スナップなど町を紹介するにふさわしい写真がありましたらお貸しいただけませんでしょうか。

開発行為は申請を

三千㎡以上の土地に建築物を建てようとするときは「開

家を新築したり増築される場合

十平方メートル以上の家を建てる時は(新築、増改築、移転、建築確認申請が必要)です。この場合、建築工事届けも必要となります。

保健衛生課

有線 2122

国民健康保険の加入

誰もが何らかの健康保険に加入することになっています。勤め先等の健康保険の被保険者でない人は必ず国民健康保険(国保)に加入しましょう。国保以外の健康保険に加入しただけで届けてください。

母子手帳について

妊娠されたら届けて、手帳の交付を受けてください。妊娠中から入学前までの記録を記入することになっています。この届出により、妊婦教室や検診の案内を出します。

ごみの正しい出し方

燃えるごみと、燃えないごみは必ず分けて、決められた場所、曜日に出しましょう。

浄化槽設置の届け出

浄化槽を設置するときは、保健所へ届け出が義務づけられています。この場合、設置基準に合った施設であり、近隣や排水路の下流の人の合意を得ることが必要です。

施設課

有線 2121

道路や水路などを加工・占用する場合は

宅地を造成するときなど勝手に公共の道路や水路に手を加えたり、使つてはいけません。道路にあるガードレールなども支障になるからといって勝手に取り除くことはできません。

この場合、道路や水路の管理者(国、県、町)の許可が必要で、事前にご相談ください。

産業課

有線 2123

農地転用は事前に相談を

農地を転用する目的で売買される場合、その農地が農振地域内にある場合には、ある

程度の制約を受けますので、売買の予定がある場合は事前にご相談を。

農用地利用増進事業

町では従来の農業委員会の小作契約とは別に、農用地利用増進事業という制度を実施しています。

この制度で小作契約をされた場合、期間が満了すれば必ず土地がもどってくるので安心して農地の賃借ができます。この制度を利用される人は、ご相談ください。

給油所の日曜営業店の名簿があります

日曜日に営業している給油所(日曜輪番店)の名簿があります。ガソリンの給油を忘れた人や日曜日のドライブを計画されるときはお気軽にご利用を。ただし中国地方のみです。

総務課

有線 2113

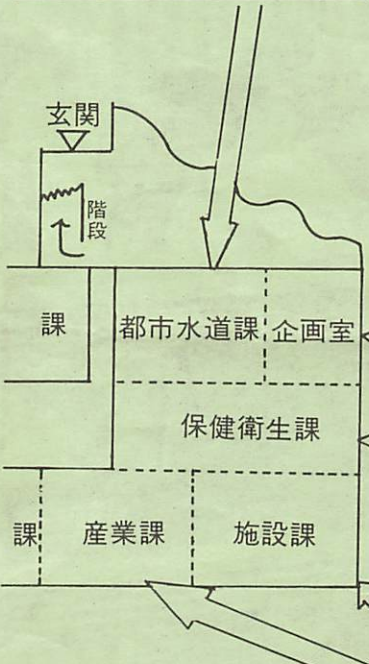
交通事故でお困りの人

交通事故相談は毎月第三木曜日午前10時から町公民館で開かれます。お気軽にご利用ください。

風水害に備えて

大火や台風などにより災害が発生、または発生するおそれのあるときは、早急に連絡してください。

火事・事故のときは
火事の際は
「火事です、〇〇地区の〇〇の家(山)です。炊事場が燃えています」



住民課

有線 2132(福祉)
2135(戸籍)

異動の届け

出生届 出生届は医師または助産婦の証明を受けて十四日以内に届け出なければなりません。母子健康手帳、印鑑も忘れずに。
死亡届 死亡届は医師の証明を受けて七日以内に届け出ることになっています。印鑑が必要。

婚姻届

婚姻届は本籍が二人とも町内の場合是一通、一人だけ町内の場合二通、二人とも本町にない場合は三通必要です。
その他、養子縁組届、離婚届、転籍届などがあり、休日でも受け付けます。

戸籍・住民票のことは

住民係の窓口で申請してください。戸籍謄本、抄本を郵送で請求される場合は現金が小為替で受け付けます。

ねたきり老人の短期保護

ねたきり老人を介護している家族が、旅行、冠婚葬祭等で介護できないときは、一週間の限度としてお年寄りを特別養護老人ホームにお預りします。

ほのぼのサービス

四月一日現在満七十五歳以上

上の老人および身体障害者手帳の一級から四級を持つている人で希望者に三千円分の潮風呂入浴券または宇部市営バス乗車券を贈呈します。

まごころタクシー

身体障害者手帳一種または療育手帳Aを持っている人で希望者に年間二十枚のタクシー券(基本料金を町が助成)を贈呈します。手帳と印鑑が必要。

児童手当制度

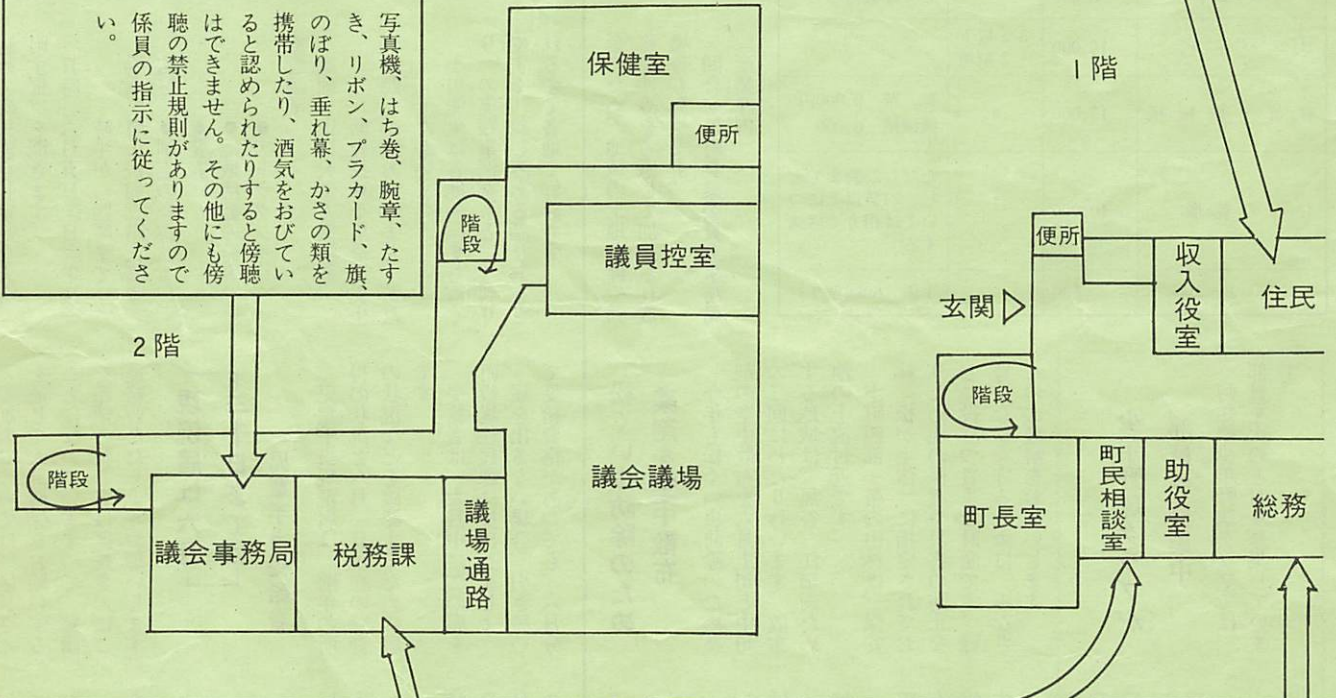
十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童で、養育者の収入が一定額以下のものが対象となります。
○町民税所得割のない人
月 七千円
○町民税所得割のある人
月 五千円

議会事務局

有線 2152

町議会を傍聴したいときは

本会議の傍聴は自由にできます。定例会は年四回(三月、六月、九月、十二月)開かれます。招集日などについては事務局におたずねください。ただし、マイク、録音機、



救急車の場合
「交通事故です(他の場合は詳しく)場所は〇〇です。けが人は〇人です」
このように落ちついてはつきり知らせてください。あなたの名前、今かけている電話番号も

町民相談室

有線 2116

お気軽にご利用を

町に対して要望や相談、ことなどがありましたら、お気軽にご利用ください。ただし、個人的な問題で町が間に入ることができないこともありますので、その点はご了承ください。

税務課

有線 2153

町税窓口のご案内

▽賦課徴収係 町県民税(法人税・県民税を含む) 軽自動車税、木材引取税、電気税、たばこ消費税、国民健康保険税を担当
▽固定資産税係 固定資産税(都市計画税を含む) 特別土地保有税及び車庫・資産証明などの事務

税の減免措置

町民税、固定資産税、特別土地保有税、軽自動車税については、生活保護世帯、災害、障害

お忘れなく。
〈連絡先〉
電話・有線とも一九番
選挙人名簿への登録
選挙権がある人でも、この名簿に登録されていないと投票ができません。

年齢二十歳以上で住民基本台帳に引き続き三か月以上記録されている人は、毎年九月(定時登録)と選挙の行われるとき(選挙時登録)に選挙人名簿に登録されることになっています。

住民基本台帳に記録されていなければ選挙人名簿に登録されませんが、住所地が変わるときは任んじて市町村役場で転出の手続きをし、新しい住所地では移って十四日以内に転入届をしましょう。

所得・課税・納税・無職などの各証明や地積図(分限図)課税台帳の閲覧は税務課です。
納税義務の変更
軽自動車税や国民健康保険税などの納税義務が発生した場合や消滅した場合はなるべく早く申告書を町に提出してください。

などは一定の基準に応じて、減免の措置がありますので相談ください。
税務関係諸証明

昭和58年度農業労働標準賃金表

種 別	賃 金	増 率	備 考
春田耕起ツク代 (平スキ)	円 6,000	3 a 以下 2割増	いっしょの場合
5月耕うん機ツク代 (代カキ)	9,000	"	13,000円
秋田耕うん機ツク代 (うねたて)	6,500	"	
特殊田(深田)	9,500	"	
畑耕起(うねたて)	6,500	"	
平常雇	男 3,600 女 3,200		
ハーベスター	8,000		
農繁期雇	男 4,500 女 4,000		
防除代金	2,000		1回につき
バインダー	8,500		ヒモは機械もち
コンバイン	16,000	3 a 以下 2割増	
育苗・機械植	15,000	"	育苗 9,000円 機械植 6,000
もみの乾燥	10,000		ただし23袋までと し、24袋以上につ いては相方協議 する
もみすり	500		1俵(60kg当り)

農業労働標準賃金が決まる

阿知須町農業委員会(片岡逸雄会長)は五十八年度の農業労働標準賃金を表のとおり決めました。賃金には食糧費などは含まれていません。この金額は標準賃(産業課内)へ。

町民憲章制定記念大会

六月五日午後一時半から公民館で

おし
らせ



町民憲章制定記念大会(町主催)を開きます。
日時 六月五日(日)午後一時半から四時まで
場所 町公民館三階大講堂
内容 ●制定の経緯
●発表
●地域活動の発表
●アトラクション
記念講演
講師 山口大学人文学部 助教授・小川全夫先生
演題 「ふれあいのまち、あた たかいまち」
小川先生は各地の「まちづくり」の実践事例をもとに、判りやすく、親しみある話し方をされるので各地で好評です。

阿知須町に住む人の、共通の「願い」や「実践目標」「誓い」ともなる町民憲章の制定を、祝

うとともに、この実践をみんなが進め、住みよいまちづくりを力をお寄せよう。という願いを

「現況届は六月三十日まで」

児童手当受給者

児童手当現況届は、前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを確認するための届です。受給者は、六月中にこの届を町役場住民課に提出しましょう。届を出さない場合、引き続き受給資格があっても、六月分

参加者については、区長さんを通じて人員確保をお願いすることになっていきますので、聴講を希望される方は区長さんにご連絡いただくようお願いいたします。

中国残留孤児の資料

住民課に備え付け

中国残留孤児から、肉親を捜してほしいと依頼があった人のうち、いまなお七百人の手がかりが得られません。厚生省ではこの孤児の写真、経歴などを取りまとめた冊子を発行していますが、町住民課福祉係にも備えています。心当りの方はご覧ください。

以後の児童手当を受けることができなくなりますからご注意ください。なお、六月以降に受給資格がない場合でも届は必要です。

松くい虫防除のため薬剤を空中散布

今年も松くい虫防除のため薬剤の空中散布を六月上旬と中旬の二回にわたり行います。散布する地域は、黒谷、江畑両ため池の上流付近です。

本町西部一帯の山林は、保安林(松が主体)に指定されておりため池の保護や災害の防止などに役立つ貴重な財産です。緑豊かな松を守るために、みなさんのご理解をお願いします。

会社を退職したら国民年金に加入を

六十歳までに会社などを退職した人は、国民年金に加入しなければなりません。もし、奥さんが加入されていないときは一緒に手続きをしてください。国民年金への加入手続きは、町役場住民課(電話四一一一、有線二二三二)に印鑑と年金手帳を持参されれば簡単にすみます。

年金はすべて通算されますので、募集対象 小学生の男女
▽練習日 毎週水、土、日曜日
▽会費 月二千五百円
▽申込み先 西村安則(砂三、電話三五〇六有線四三三八)または藤井正伸(門松、電話四三七二)まで。

少年野球クラブが部員を募集

阿知須少年野球クラブでは、部員を次のとおり募集しています。

◇催しもの◇

- 26日 同和教育推進委員会(公、後一時半)
- 31日 麻しん(佐藤医院、開業時間)
- 6月1、3日 16ミリ映写技術講習会(公、後七時)
- 6月1日 幼児学級(公、前九時半)
- 2日 日本脳炎(役、三歳〜十歳児、後一時半)
- 3日 あじのす大学ゲートボール大会(町民グラウンド、前九時)
- 5日 町民憲章制定記念大会(公、後一時半)
- (役)役場、公(公民館)

町内のバス路線を守るために

みんなでバスのり

現在、町では宇部市営バスの赤字分の一部を負担しています。この負担を少なくするために、みんなでバスを利用しよう。

で、この手続きを怠らない限り安心です。

自動車税の納付は

五月末までに

県税事務所では、自動車税は、すでに送付してある納税通知書により最寄りの金融機関で五月三十一日までに納付されるよう呼びかけています。